

合同委員会の運営について

■課題ポイント

④ 「主たる委員会」はすべての議件を通して考えるべきか？議件ごとに分けるのか？

(1) 議件ごとに所管委員会を分けることができる場合

Ex: ア. 新嵐山活用計画案について

イ. 公立芽室病院改革プランについて

(2) 1つの議件の中に複合的に所管が含まれる場合

Ex: ア. 第〇期芽室町総合計画後期計画（案）について

Ex: ア. まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し（案）について

① 合同委員会の(正)委員長は誰が担うべきか

② 合同委員会の(副)委員長は誰か担うべきか

1) 委員長交代

2) 委員長が欠けたとき

3) 次回開催日程の「委任者」

③ 合同委員会の各委員会の「権限」は同一か

※「主たる委員会」は連合審査会における表現

(参考例規)

□芽室町議会会議条例

(連合審査会及び合同委員会)

第 73 条 委員会は、付託議案等の審査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

2 委員会は、調査のため必要があると認められるときは、他の委員会と協議して合同委員会を開くことができる。

(連合審査会等の運営)

第 74 条 連合審査会及び合同委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

□芽室町議会会議条例等運用規則

(連合審査会)

第31条 連合審査会の議事は、付託された審査事件における主たる委員会の委員長が主宰する。

2 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。

3 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。

4 連合審査会に付託した事件の表決は、審査における主たる委員会において行う。

5 合同委員会を開催する場合は、前項までの規定を準用する。

2 一般選挙後初めて行われた議会の初日において、議長、副議長の選挙が行われなかった場合、年長議員の下に、議長、副議長選挙のため会期を定め、又は会期を延長

れ

連合審査会

事件の付託を受けた委員会が、他の関連する委員会と合同で審査し、又は調査するために開く会議のことをいう。

常任委員会又は特別委員会に付託された事件は、その付託を受けた委員会（以下この項において「主たる委員会」という。）が審査又は調査をし、意思決定をすべきであるが、事件の内容が他の委員会の所管事項に関連する場合には、必要により他の委員会と協議して、主たる委員会の審査又は調査の手続の一部に他の委員会の委員も参加させて連合して審査をするために連合審査会を開くことができる（標委規県70、市103、町村71）。

連合審査会が開かれる場合にあっては、事件について意思決定する権限は主たる委員会にあるので、他の委員会の委員は、討論・採決に加わることはできず、連合審査会において行えるのは、その前の段階の審査又は調査の手続までである。

【運用例】 連合審査会の開催は、委員会相互の協議による。すなわち、一の委員会が連合審査会開催の協議について議決して他の委員会に申し入れ、申し入れを受けた委員会がこれに応ずることによって行われる。申し入れは、主たる委員会から行われることも、他の委員会から行われることもいずれもあり得る。なお、申し入れを受けてもこれ

することができる（昭28.4.6）。

【関連項目】 議長の事故 仮議長 年長議員 議長の職務と権限 議場選挙 初議会

に応ずる義務はない。

連合審査会の日時は、委員長間の協議で決定され、各委員長が各別に委員に通知すればよいが、関係委員長の連名の通知で差し支えない。連合審査会招集についての議長への通知は、主たる委員会の委員長が行う。

連合審査会の呼称は、「○○委員会・○○委員会連合審査会」のようにし、主たる委員会を先に挙げるのが適当であろう。

連合審査会の議事整理は、主たる委員会の委員長が行い（行実昭28.4.6）、その委員長に事故があり、又は欠けたときは、主たる委員会の副委員長が委員長の職務を行う。

連合審査会の定足数については、委員会条例に特別の定めがある場合を除き、主たる委員会に属する委員の出席数によるが、他の委員会の委員が出席しないと連合審査会の実体を備えるものとは言えない（行実昭28.8.5）。

連合審査会は、連合審査会自体の議決によって終了するが、主たる委員会において当該事件について採決し、又は連合審査会を打ち切る議決を行えば、その時に終了することとなる。

連合審査会の記録は、委員会条例の定めるところ（標委条県・町村27、市30）により作成し、主たる委員会の委員長が署名又は記名押印（記録が電磁的記録をもって作成さ

参考資料

れているときは、電子署名)をすればよい。

【注意点】 1 連合審査会は、新たに委員会を新設するものではなく、当該事件と関係のある他の委員会との横の連絡を図るためのものであって、その説明や意見をよく聴こうとするものである。

2 連合審査会の閉会中の開会は、主たる委員会の付託案件について本会議で継続審査の議決がされ、関係の他の委員会にも関連する案件が付託され本会議で継続審査の議決がされていれば、可能である。

3 連合審査会においても、公聴会開催又は参考人招致を行うことができる。これらを行うための議長への承認申請又は通知は、主たる委員会の委員長が行う。

【行政実例】 連合審査会の会議主宰者は、事件を付託された委員会の委員長であり、連合審査会に参加した他の委員会の委員は、討論、表決に加わることはできない（昭28.4.6）。

【国会先例】 1 連合審査会は、案件を付託されている委員会が、その案件に関連のある他の委員会から開会の申し入れを受け、これを受諾して開くのを例とする（参院委）。

2 連合審査会開会の申し入れを拒否した例がある（参院委）。

3 連合審査会は、各委員会の委員実数の合計の半数以上が出席し、かつ、各委員会の委員の少なくとも1人以上の出席を待つて開くのを例とする（参院委）。

【関連項目】 委員会の権限

連署

同一の書面に氏名を並べて自署することをいう。連名ともいう。

自治法上、次のように、住民の直接請求における連署と、議会において議事運営上における連署がある。

1) 自治法に規定されている住民の直接請求における連署には、条例の制定改廃、事

務監査請求、長の職請請求、広域連合の規約の変更の要請の場合がある。

連署は、請求代表者が作成した請求者署名簿にそれぞれ選挙権者が署名（盲人が公選令に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）をし押印することによって行われる（自治令921）。ここで、「署名」とは、自書を意味する。自書でないものに押印しても無効である（行実昭21.12.27）。また、法令の定める正規の手続によらない署名、何人であるかを確認しがたい署名は、無効である（自治法74の31）。

ア 条例の制定又は改廃の請求の場合には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる（自治法741）。

イ 事務監査請求の場合には、選挙権を有する者（道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、当該地方公共団体の監査委員に対し、当該地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる（自治法751）。

ウ 議会の解散請求の場合には、選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗